

障害福祉サービスについて

広島県健康福祉局障害者支援課

障害者の数

- 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

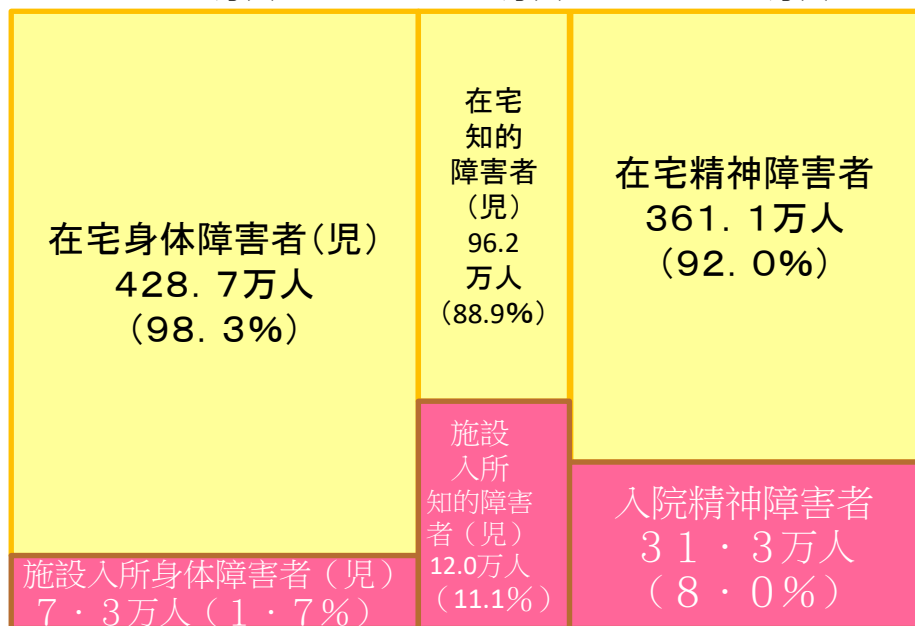
(在宅・施設別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)

うち在宅 886.0万人(94.6%)

うち施設入所 50.6万人(5.4%)

身体障害者(児) 436.0万人
知的障害者(児) 108.2万人
精神障害者 392.4万人



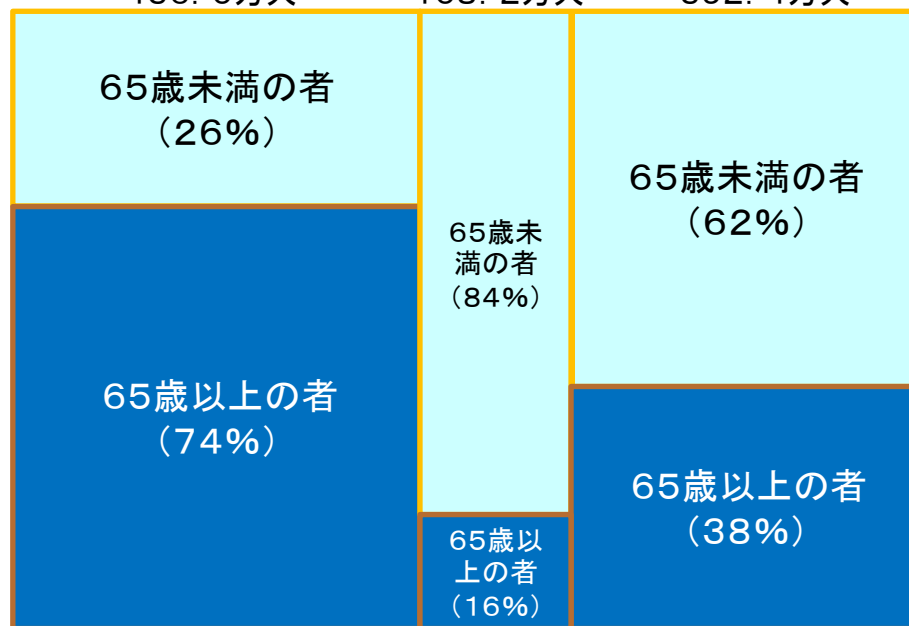
(年齢別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)

うち65歳未満 48%

うち65歳以上 52%

身体障害者(児) 436.0万人
知的障害者(児) 108.2万人
精神障害者 392.4万人



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成27年(施設)の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害者を対象としたサービス

障害者総合支援法による障害福祉サービスは
「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

自立支援給付

市町

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

自立支援医療

- 更生医療、育成医療
- 精神通院医療

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

相談支援

- 計画相談支援
- 地域相談支援

補装具

地域生活支援事業

市町

- 理解促進研修・啓発
- 自発的活動支援
- 相談支援
- 成年後見制度
利用支援
- 成年後見制度法人
後見支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具の
給付又は貸与
- 手話奉仕員養成研修
- 移動支援
- 地域活動支援
センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活
又は社会生活支援

県

- 専門性の高い
相談支援
- 広域的な支援
- 専門性の高い
意思疎通支援を
行う者の養成・
派遣
- 意思疎通支援を
行う者の派遣に
かかる連絡
調整等

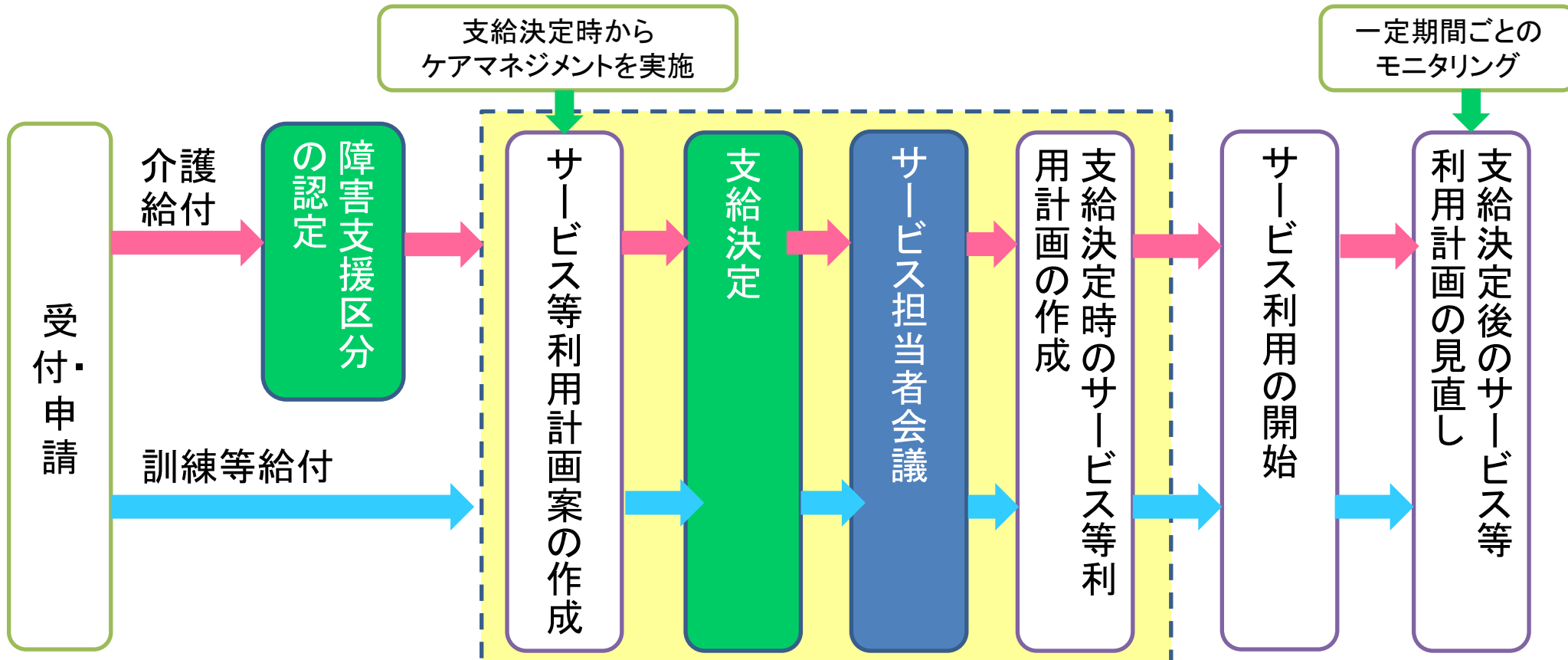
障害福祉サービスの体系（介護給付・訓練等給付）

訪問系	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
		同行援護	者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	施設系	短期入所(ショートステイ)	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
居住支援系	施設系	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
		自立訓練(機能訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練(生活訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(A型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(B型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

支給決定プロセス

■ サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。



介護保険制度との適用関係

～厚労省「介護給付費等に係る支給決定事務等について」より～

原則

介護保険給付又は地域支援事業と自立支援給付との適用関係については、介護保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。

障害者総合支援法第7条

自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときは、その限度において、行わない。

ア 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による給付又は事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（令第2条）。

イ 介護保険サービス優先の捉え方

(ア) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合

基本的には相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。

しかしながら、障害者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴取りにより把握の上、必要としている支援内容について介護保険サービスにより提供を受けることが可能か否かを適切に判断されたい。

なお、その際には、従前の一般的なサービスに加え、市町村が指定する小規模多機能型居宅介護などのいわゆる「地域密着型サービス」についても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

(イ) 介護保険には相当するものがない障害福祉固有のサービスの場合

(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)

については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

具体的な運用

例外

以下のとおり介護保険給付が受けられない又は地域支援事業を利用することができない場合は、その限りにおいて、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能

1 区分支給限度額の制約

在宅の障害者で、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付又は地域支援事業のみによって確保することができないものと認められる場合

2 地域資源の不足

利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合は、当該事情が解消するまでの間に限り、介護給付費又は訓練等給付費を支給して差し支えない。

3 要介護認定の結果が非該当

介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険の要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合

介護保険制度の円滑な利用に 当たっての留意点

1 介護保険移行に向けた案内

- ・ 認定結果通知にかかる期間を考慮し、65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請を案内する。
- ・ 単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

2 共生型サービスの普及

障害福祉サービスを利用している者が65歳になった以降も使い慣れた事務所においてサービスを利用できるように、地域の障害福祉サービス事業所に対して、積極的に、共生型サービスの周知をすること。

3 例外規定の周知

介護保険優先＝介護保険に限定という誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、例外規定について利用者及び関係者に案内を行うこと。

4 特定相談支援事業者と居宅介護支援事業者等との連携

- ・相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度を案内
- ・本人の了解のもと、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行う。
- ・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること等、必要な案内や連携を実施する。

5 介護認定等の申請を行わない障害者に対する働きかけ

申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

6 障害者支援施設等入所者の対応

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者が、事情により退所する場合に、介護保険サービスの利用を円滑に進めるため、関係者間での密な情報共有や連携を図ること。

平成30年4月1日より

高齢障害者の方の 利用負担軽減制度

が始まります。

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

償還の流れ

65歳に達する前5年以上
対象の障害福祉サービスを利用

介護保険
へ移行

対象の介護保険
サービスを利用

利用者負担を事業所等に支払

利用者負担の償還

対象のサービス

ホーム
ヘルプ

デイ
サービス

ショート
ステイ

償還を受けるには、事前に市町村障害福祉担当課への申請書の提出が必要です。

要件に該当することを申告し、市町村から決定を受ける必要があります。

対象となる方

次の①～④を全て満たす方

- ① **65歳に達する日前5年間**、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用すること。
- ② 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において**市町村民税非課税者又は生活保護受給者等**であったこと。
- ③ 障害支援区分（障害程度区分）が**区分2以上**であったこと。
- ④ 65歳に達するまでに**介護保険法による保険給付を受けていない**こと。

よくある質問

Q 申請時に、どのような書類が必要になりますか？

A 申請を受け付ける市町村によって異なりますが、過去の障害福祉サービスの支給決定通知書や介護保険サービス事業所より発行される領収書等の添付を求められることがあります。

なお、上記の書類が無くても申請可能な場合もありますので、詳細はお住いの市町村障害福祉担当課までお問い合わせください。

Q 63歳の時に入院して、障害福祉サービスを利用していない期間があります。この制度の対象になりますか？

A 長期入院等のやむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合など、この制度の対象になる場合があります。